

## 宮城県公報

行 宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

ページ

- 液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等についての認定 (消 防 課) 一  
○令和五年度宮城県准看護師試験の実施 (医療人材対策室) 一  
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立 (水産業振興課) 一  
○保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 一  
○都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 二  
○地方独立行政法人宮城県立子ども病院令和四年度財務諸表の公告 二  
○地方独立行政法人宮城県立病院機構令和四年度財務諸表の公告 二

## 告 示

○宮城県告示第六百九号  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五條の六第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者について、次のとおり保安の確保の方法等の認定をしたので、同法第八十八條第二項第一号の規定により公示する。  
令和五年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	住所又は所在地	保安確保機器の設置 及び管理の方法の別	認定年月日
大宮 照男	柴田郡川崎町大字前川 字槻木十三番地六	液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化 に関する法律施行規則	令和五年九月十四 日

○宮城県告示第六百十号  
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八條の規定により、令和五年度宮城県  
准看護師試験を次のとおり実施する。  
令和五年九月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

（平成九年通商産業省  
令第十一号）第四十六  
條第一号  
（第一号認定）

- 一 試験期日  
令和六年二月十四日（水）  
午後一時三十分から午後四時まで
- 二 試験場所  
仙台市若林区清水小路三―一 東北学院大学五橋キャンパス
- 三 受験願書受付期間  
令和五年十一月一日（水）から同年十一月三十日（木）まで（必着）
- 四 問い合わせ先  
仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班（電話〇二二―二二―二二六二五）
- 宮城県告示第六百一十一号  
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百一十二條の二第二項の規定による届出を審査した結果、鳴瀬加入区について、同法第百一十二條第一項の規定による同意があったものと認める。  
令和五年九月二十二日
- 宮城県告示第六百一十二号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。  
令和五年九月二十二日
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
仙台市（次の図に示す部分に限る。）
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第六百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年九月二十二日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

蔵王町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

蔵王町流域関連特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

昭和五十六年宮城県告示第千四十七号、昭和六十一年宮城県告示第七百八十三号、平成元年宮

城県告示第百十号、平成三年宮城県告示第七十五号、平成六年宮城県告示第四百五号、平成九年宮城県告示第四百五十三号、平成十二年宮城県告示第四百九十九号、平成十六年宮城県告示第四百二十号及び令和四年宮城県告示第七百九号の事業地のうち、蔵王町大字遠刈田温泉字千間、大字遠刈田温泉字下ノ原、大字遠刈田温泉字小妻坂、大字円田字谷地、大字円田字西浦上、大字円田字東上、大字円田字榎下、大字円田字大柿内前、大字円田字白山前、大字円田字本宿前、大字円田字豊田、大字塩沢字天王、大字塩沢字荒川、大字塩沢字天王前、大字矢附字外谷地、大字矢附字鉾附、宮字新西川添、宮字海道東堀添、宮字台の各一部を追加し、大字平沢字山ノ入、大字円田字坂下前、大字円田字十字北、宮字海道西川添、宮字新西川添の各一部を削除する。

雑 報

○地方独立行政法人宮城県立こども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。  
令和五年九月二十二日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定に基づき、別冊一のとおり地方独立行政法人宮城県立こども病院令和四年度財務諸表を公告する。  
令和五年九月二十二日

地方独立行政法人宮城県立こども病院  
理事長 今 泉 益 栄

○地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。  
令和五年九月二十二日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定に基づき、別冊二のとおり地方独立行政法人宮城県立病院機構令和四年度財務諸表を公告する。  
令和五年九月二十二日

地方独立行政法人宮城県立病院機構  
理事長 張 替 秀 郎